

○ 物納等有価証券に関する事務取扱要領について

平成 22 年 6 月 25 日
財 理 第 2 5 3 2 号

改正 平成 23 年 2 月 14 日財理第 627 号
同 23 年 6 月 17 日同 第 2894 号
同 24 年 5 月 22 日同 第 2446 号
同 25 年 6 月 27 日同 第 3092 号
同 29 年 4 月 3 日同 第 1167 号
令和元年 6 月 27 日同 第 2229 号
同 2 年 12 月 23 日同 第 4154 号
同 4 年 6 月 20 日同 第 2203 号
同 5 年 6 月 12 日同 第 1657 号
同 5 年 12 月 22 日同 第 3431 号
同 6 年 3 月 28 日同 第 973 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

物納等有価証券に関する事務取扱を下記のとおり定め、平成 22 年 7 月 1 日から適用することとしたから、通知する。

なお、この通達の趣旨は、物納等有価証券の取扱いに関する通達を整理・統合し、併せて同取扱いの明確化を図ることにある。

次に掲げる通達は廃止する。

平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1299 号「物納等有価証券の取扱要領について」

平成 18 年 6 月 29 日付財理第 2641 号「物納等有価証券に関する事務取扱要領について」

記

目次

- 第 1 基本方針
- 第 2 用語の定義
- 第 3 物納申請有価証券の調査事務
 - 1 物納申請有価証券の調査の実施
 - 2 税務署等との連絡調整
- 第 4 物納等有価証券の引受事務
 - 1 物納有価証券の引受け
 - 2 国庫帰属有価証券の引受け
 - 3 物納等有価証券の所属替
- 第 5 物納等有価証券の管理事務
 - 1 株主権の行使

- 2 清算中の会社の株式の管理
 - 3 名義書換失念株等の取扱い
 - 4 株主優待券等の取扱い
 - 5 金融商品市場での取引の有無について変更があった場合の取扱い
 - 第6 物納等有価証券の処分事務
 - 1 金融商品市場で取引のある有価証券（上場国債を除く。）
 - 2 非上場株式
 - 3 非上場新株予約権
 - 4 金融商品市場で取引のない公社債（転換社債型新株予約権付社債を含む。）
 - 5 金融商品市場で取引のない信託の受益権等
 - 6 国債
 - 7 単元未満株式
 - 第7 関東財務局長による大量保有報告書等の提出
 - 第8 物納等有価証券の管理状況に係る報告
 - 第9 無実体法人の発行に係る有価証券の取扱い
 - 1 無実体法人の定義
 - 2 国有財産台帳からの除却
 - 3 実態調査の実施要領
 - 4 有価証券現物の取扱い
 - 第10 特例処理
 - 第11 経過措置
 - 第12 書面等の作成・提出等の方法
- 別添 金融商品市場で取引のある有価証券の処分に係る委託証券会社の選定方法について

第1 基本方針

次の考え方を基本として、物納申請された有価証券及び物納された有価証券の事務処理に取り組む。また、相続人の不存在等のため国庫に帰属された有価証券の事務処理については、これに準じて取り扱う。

1 適正かつ円滑な事務処理

物納申請があった有価証券の調査及び引受けに当たっては、物納者の利害に深く関与するものであることから、税務署等と緊密な連携をとりながら、適正かつ円滑な事務処理に努める。

2 迅速かつ確実な事務処理

相続税法（昭和25年法律第73号）において物納申請から許可又は却下までの処理期間が定められ、この期間内に物納の許可又は却下が行われない場合は、当該物納が許可されたものとみなされることを踏まえ、迅速かつ確実な事務処理を行う。

3 早期の処分

物納有価証券は、相続税の金銭による納付が困難な場合に限り、金銭に代わるものとして納付されたものであることから、早期の処分に向け計画的に取り組む。

なお、非上場株式で随意契約により処分するものについては、随意契約適格者に対し買受けを勧奨する等処分の促進を図る。

4 適正な管理

物納有価証券を処分するまでの間においては、その価値の保全を図る観点から、株主権の行使を含め、適正な管理を行う。

第2 用語の定義

本通達において使用する用語の定義は以下による。

- 1 物納申請有価証券 相続税法第41条に基づき物納申請された有価証券
- 2 物納有価証券 同法同条に基づき物納が許可された有価証券
- 3 国庫帰属有価証券 相続人の不存在等のため民法等により国庫帰属された有価証券
- 4 物納等有価証券 物納申請有価証券、物納有価証券、国庫帰属有価証券及び物納された株式の管理中に当該株式の株主として割り当てられた新株予約権
- 5 上場株式 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所において上場されている株式（同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を含む。）
- 6 非上場株式 上場株式以外の株式
- 7 金融商品市場 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場
- 8 振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）第2条に規定する社債等のうち、その権利の帰属が、同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるもの。ただし、金融商品市場で取引のある有価証券を除く。
- 9 信託の受益権等 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項第6号に規定する信託の受益権及びこれに準ずるもの
- 10 名義書換失念株 株式の処分後において、譲受人の名義書換未済により、株主が発行会社の株主名簿上、財務大臣又は大蔵大臣名義となっている株式
- 11 配当金等 株式等に対する金銭配当、株式分割及び清算分配金等
- 12 管理処分適否及び劣後判断 物納申請有価証券が相続税法第41条第2項等に基づく管理処分不適格財産及び同条第4項等に基づく物納劣後財産に該当するかの判断
- 13 調査依頼 相続税法第42条第2項等の規定により税務署等が行う調査に当たり、税務署等が管理官庁としての意見に関して財務局等に求める調査の依頼
- 14 補完 相続税法第42条第8項の規定により、税務署等が物納申請者に物納申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求めること
- 15 条件付許可 相続税法第42条第30項の規定により税務署等が物納申請有価証券の性質その他の事情に照らし必要があるときに条件を付して行う許可
- 16 随意契約適格者 予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「予算令臨時特例」という。）第5条第1項第8号に該当する者（注）

(注) 令和4年6月15日付財理第2087号「普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達の別紙1の第2の4(1)から(3)に掲げる者については、予決令臨時特例第5条第2項の規定に基づく財務大臣協議が整っている。

- 17 税務署等 税務署及び税務署から国税局又は沖縄国税事務所へ事務を引き継ぐものにあつては国税局又は沖縄国税事務所
- 18 財務局等 財務局、財務支局、沖縄総合事務局、財務事務所及び沖縄総合事務局財務出張所
- 19 財務局長等 財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長

第3 物納申請有価証券の調査事務

1 物納申請有価証券の調査の実施

(1) 調査の実施

財務局等は、税務署等から「物納申請財産調査依頼書」により、物納申請有価証券の管理処分の適否等について調査依頼を受けた場合には、「物納申請有価証券調査票」(別紙第1号様式)により所要の調査を行う。

なお、「物納申請財産調査依頼書」に添付される書類は以下のとおりである(ハ及びニは非上場株式のみに添付)。

イ 物納事務整理票

ロ 物納財産目録

ハ 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号)第22条第2項第6号に規定する以下の書類

(イ) 非上場株式に係る法人の登記事項証明書

(ロ) 非上場株式に係る法人の株主名簿の写し

(ハ) 税務署長が次に掲げる行為を求めた場合には、これを履行することを物納申請者が約する書類(以下「物納財産売却手続書類提出等確約書」という。)

① 金融商品取引法その他の法令の規定により一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類(有価証券届出書及び目論見書等)を発行会社が税務署長に求められた日から6ヶ月以内に提出すること。

② 株式の価額を算定する上で必要な書類を速やかに提出すること。

ニ 非上場株式に係る法人の決算書(物納の許可の申請の日前2年間に終了した事業年度に係るものに限る。)

(2) 管理処分適否及び劣後判断に係る基準

財務局等は、管理処分適否及び劣後判断を行う場合には、「管理処分適否・劣後判断に係る審査分担表」(別表第1)に留意する。

なお、物納申請有価証券が非上場株式である場合には、上記(1)の「物納申請財産調査依頼書」の添付書類を確認する。また、当該非上場株式が物納劣後財産の要件である事業の休止をしている法人に係る株式に該当するかについては、個別事情に即して発行会社からのヒアリングや現地調査等を行い、適切に判断する。

(3) 税務署等に対する回答

財務局等は、上記(1)の調査結果について、調査依頼を受けた日の翌日から 20 日以内を目途に、次により税務署等に回答する。

また、税務署等や物納申請者から照会があった場合には、迅速かつ適切に対応する。

なお、相続税法基本通達 42-9 の規定により、物納申請財産が多数である場合又は非上場株式の各種照会手続若しくは財産の性質、形状その他の特徴により審査等に相当の期間を要すると認められる場合には、可能な限り早期に税務署等と調整するものとする。

イ 補完を求める必要がない場合の取扱い

「物納申請有価証券に係る調査の回答について」（別紙第 2 号様式）により回答する。

なお、管理処分不適合と回答する場合には、税務署等が物納申請者に通知する物納却下通知書に、管理処分不適合とする理由の写しが添付されることから、その記載内容は物納申請者にとって理解しやすいものとなるよう努める。

ロ 補完を求める必要がある場合の取扱い

「物納申請有価証券に係る補完事項連絡票」（別紙第 3 号様式）により回答する。

なお、当該連絡票に添付する理由書の写しは、税務署等が物納申請者に通知する補完通知書に添付されることから、上記イのなお書きと同様に対応する。

(4) 条件付許可の通知等

上記(3)のイの「物納申請有価証券に係る調査の回答について」（別紙第 2 号様式）による回答は、条件付許可の請求を兼ねるものとし、非上場株式について回答する場合には、上記(1)のハの「物納財産売却手続書類提出等確約書」で約された行為の履行を条件とする旨を記載する。

なお、税務署等が物納申請者に条件付許可を行った場合には、税務署等から財務局等に当該許可通知書の写しを添えて通知されることに留意する。

(5) 補完済事項の確認

財務局等は、上記(3)のロによる回答後、税務署等から補完済通知書を受理した場合には、その確認調査を行い、当該調査の結果を上記(3)のイの「物納申請有価証券に係る調査の回答について」（別紙第 2 号様式）により税務署等に回答する。

なお、税務署等から補完済通知書を受理した日から 10 日以内を目途に回答する必要があることから効率的に審査する。

2 税務署等との連絡調整

財務局等は、国税局及び沖縄国税事務所との間において、「物納事務連絡会」を定期的
に開催するなど連絡調整に努める。

第 4 物納等有価証券の引受事務

1 物納有価証券の引受け

- (1) 上場株式（「上場株式の振替による物納引受・所属替等の流れ」（別表第2-1）参照）

財務局等は、以下の手順により、物納者が財産を保有する証券会社の口座（以下「物納者名義の口座」という。）から、関東財務局が上場株式の管理処分を委託している証券会社（以下「委託証券会社」（注）という。）に開設している財務大臣名義の口座（以下「取引口座」という。）に振替を行わせる。

（注）委託証券会社の選定手続は、別添「金融商品市場で取引のある有価証券の処分に係る委託証券会社の選定方法について」により行う。

イ 財務局等は、上記第3の1の(3)において、管理処分が適当である旨を「物納申請有価証券に係る調査の回答について」（別紙第2号様式）により税務署等に回答する場合には、取引口座の名義等を併せて通知する。

ロ 財務局等は、税務署等を通じて、物納者が物納者名義の口座を保有する証券会社に送付する振替指図書の写真の写しを入手し、当該物納者の氏名、株式の銘柄、株数、振替元の証券会社名及び振替依頼日等を把握し、電子メール等により関東財務局へ送付する。

ハ 関東財務局は、物納者名義の口座から取引口座へ振替が行われた後、証券会社から株式等増加に係る通知を受領し、財務局等に送付する。

財務局等は、当該通知に基づき、速やかに「振替内容について」（別紙第4-1号様式）を作成し、税務署等に送付する。

ニ 財務局等は、税務署等から送付される物納財産明細書及びその他関係書類を添付した物納財産引継書の内容を確認した後、速やかに「物納有価証券引受書」（別紙第4-2号様式）を作成し、税務署等に送付する。

- (2) 金融商品市場で取引のある有価証券（上場株式を除く。）

上記(1)と同様に、物納者名義の口座から取引口座に振替を行わせる。

- (3) 有価証券の現物

財務局等は、物納財産引継書に添付されている証券現物（登録国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録した社債等については、登録済通知書又は登録済証）、物納財産明細書及びその他関係書類の内容を確認後、速やかに「物納有価証券引受書」（別紙第4-2号様式）を作成し、税務署等に送付する。

- (4) 振替社債等（「振替社債等の物納引受・所属替等の流れ」（別表第2-3）参照）

財務局等は、振替社債等の発行人等の本店の住所を管轄とする他の財務局等（以下「他の財務局等」という。）に対し、以下の手順により、口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に規定する口座管理機関をいう。以下同じ。）に取引口座を開設させ、物納者が財産を保有する口座管理機関の口座から、当該他の財務局等が開設した口座管理機関の口座に振替を行わせる。

イ 財務局等は、税務署等から調査依頼を受けた場合において、他の財務局等に対し、連絡及び調整を行い、速やかに取引口座を開設させる。その際、財務局等は、必要に応じて他の財務局等と上記第3の1の(3)本文の日数について調整する。

ロ 財務局等は、上記第3の1の(3)において、管理処分が適当である旨を「物納申請有価証券に係る調査の回答について」（別紙第2号様式）により税務署等に回答する場合には、口座管理機関名等を併せて通知する。

ハ 財務局等は、税務署等を通じて、物納者が物納者名義の口座を保有する口座管理機関に送付する振替指図書の写しを入手し、当該物納者の氏名、当該有価証券の区分、数量、振替元の口座管理機関名及び振替依頼日等を把握し、電子メール等により他の財務局等へ送付する。

ニ 他の財務局等は、物納者名義の口座から他の財務局等の取引口座へ振替が行われた後、口座管理機関から振替社債等増加に係る通知を受領し、財務局等に送付する。

財務局等は、当該通知に基づき、速やかに「振替内容について」（別紙第4-1号様式）を作成し、税務署等に送付する。

ホ 財務局等は、税務署等から送付される物納財産明細書及びその他関係書類を添付した物納財産引継書の内容を確認後、速やかに「物納有価証券引受書」（別紙第4-2号様式）を作成し、税務署等に送付する。

(5) 国有財産台帳の整理

財務局等は、物納財産引継書に添付されている物納財産明細書を確認の上、収納日をもって増減事由「租税物納」として国有財産台帳に登録する。

2 国庫帰属有価証券の引受け

財務局等は、次の事項を記載した国庫帰属有価証券の引継書をもって財産管理人等から引き受ける。

- ① 当該有価証券の区分、銘柄、数量、価格
- ② 引継ぎの事由
- ③ その他参考となる事項

引継ぎの確認を了したのものについては、国に帰属した日をもって増減事由「帰属」として国有財産台帳に登録する。また、「物納有価証券引受書」（別紙第4-2号様式）を作成し、財産管理人等に送付する。

3 物納等有価証券の所属替

財務局長等は、普通財産取扱規則（昭和40年大蔵省訓令第2号）第67条に基づき、所属替を行おうとするときは、「有価証券所属替調書」（別紙第5号様式）を作成し、所属替を行う。

なお、金融商品市場で取引のある有価証券を関東財務局長に所属替をする場合は、原則として別表第2-1「上場株式の振替による物納引受・所属替等の流れ」及び別表第2-2「有価証券（現物）受渡しの流れ」の手順に従って処理する。

また、振替社債等を他の財務局長等に所属替をする場合は、原則として別表第2-3「振替社債等の物納引受・所属替等の流れ」の手順に従って処理する。

第5 物納等有価証券の管理事務

1 株主権の行使

- (1) 財務局長等は、国有財産である物納有価証券の管理及び処分を的確に行う観点から、物納有価証券については、その処分までの間、良好な状態で維持されるよう株主権を行使する。特に、経営者に法令や定款に明らかに違反する重大な行為があると認められる場合には、積極的に株主権を行使する。

ただし、上場株式については、国の議決権保有割合が僅少と認められる場合には、原則として株主権を行使しなくとも差し支えない。

なお、非上場株式については、上場株式に比して開示情報が乏しいため、株主権を適切に行使する観点から、株式の引受時、決算時期又は株主総会開催時期等の機会を捉えて、会社の経営・財務状況等について説明を聴取するなど、適時適切な情報収集に努める。

- (2) 財務局長等は、株主総会に当たっては、事前に会社の経営・財務状況及び議決事項の内容を調査した上で、対応方針を決定する。

特に、次に掲げる議決事項に係る対応方針の決定に際しては、次の点に留意する。

イ 定款の変更、資本の減少、会社の合併、株式交換、株式移転、会社の解散など会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の特別決議又は特殊決議に係る議決事項については、株式価値の保全に与える影響等に関して、会社とのヒアリングを通じて慎重に把握する。

ロ 配当金に係る議決事項については、会社の利益及び内部留保の状況、役員報酬、同業他社の配当水準との比較等を踏まえ、会社の配当が著しく少ないと思われる場合には、会社に対して明確な理由の説明を求める。

- (3) 財務局長等又はその代理人の株主総会への出席の有無については、会社の経営・財務状況、議決事項の内容（特に上記(2)のイ及びロに該当する内容）及び国の議決権保有割合等を総合的に勘案して、決定する。なお、代理人を出席させる場合には、当該出席者に「命令書」（別紙第 6 号様式）を交付する。

また、財務局長等又はその代理人は、株主総会に出席する場合には、物納有価証券の管理及び処分を的確に行う観点から、必要に応じて株主発言を行う。特に、国の議決権保有割合が高い場合、配当金が著しく少ないと思われる場合、又は大幅かつ急速に財務状況が悪化している場合には、積極的に株主発言を行う。

2 清算中の会社の株式の管理

財務局長等は、清算財務諸表等に基づき、清算中の会社について清算業務が適正かつ迅速に処理されているか否かを検討し、分配金の確保に努める。

3 名義書換失念株等の取扱い

(1) 上場株式

配当金等があった場合又は新株予約権の割当てがあった場合には、すべて国がこれらを一旦取得することとし、適正な権利者から返還請求があれば社債等振替法第 133 条第

2項の規定に基づき、原則として以下のとおり取り扱う。

- イ 請求者から返還の請求があった場合には、請求者から名義書換対象元株券や売買計算書等の証拠資料の提出を行わせ、審査を実施する。
- ロ 上記イの審査の結果、請求者が正当な権利者と認められる場合、当該株式の管理会社（株主名簿管理人）に対して、共同請求を行う。
- ハ 共同請求に基づく口座振替手続が終了した後、管理会社から口座を移管した旨の通知書を送付させる。
- ニ 配当金の返還請求があった場合には、上記ハの通知書により名義書換日等を確認の上、元株及び分割株に係る配当金返還額を算定し、請求者に返還する。

(2) 非上場株式

「国有財産売買契約書」（別紙第10号様式）において、「買受人が名義書換を怠ったため、売買物件から生ずる果実又は利益を受けることができない場合に、この果実又は利益は国に帰属する。」と規定するものとし、これにより売買契約を締結した場合には、一旦取得した配当金等について返還する必要はない。

ただし、株式分割等により交付された株式、清算分配金及び新株予約権については、正当な権利者から返還請求があった場合には、これを返還する。

(3) 名義書換失念株等整理簿の整備

財務局等は、名義書換失念株等、配当金等及び新株予約権の処理経過を明らかにするため、「名義書換失念株等整理簿」（別紙第7号様式）を備える。

4 株主優待券等の取扱い

発行会社が配当金等以外で株主に配付する株主優待券や商品券等については、物品管理法（昭和31年法律第113号）において定める物品に該当することに留意して、物品管理官において適切に管理又は処分が行われるよう財務局等会計課と連携し対応する。

5 金融商品市場での取引の有無について変更があった場合の取扱い

非上場株式が新規上場した場合など、金融商品市場での取引の有無について変更があり、所属替を行う必要が生じた場合は、普通財産取扱規則第67条を準用する。

第6 物納等有価証券の処分事務

1 金融商品市場で取引のある有価証券（上場国債を除く。）

(1) 処分方針

関東財務局において委託証券会社と委託契約を締結し、金融商品市場を通じて速やかに処分する。その際、当該有価証券の市場価格及び金融商品市場全般の市場価格の動向並びに当該有価証券の発行会社の財務状況等を十分考慮する。

ただし、金融商品取引法第2章の2に基づく公開買付（以下「公開買付」という。）が行われているときには、公開買付価格と当該株価等を比較衡量して、当該公開買付に応じる方が有利と判断される場合には、当該公開買付に応募して、当該株式を会計法（昭

和 22 年法律第 35 号) 第 29 条の 3 第 4 項に基づく随意契約により処分する。

(2) 処分基準

前日の金融商品市場の終値（前日の当該株式の取引がなかった場合は直近日の終値）の 90%に相当する額以上の価格を予定価格とし、当該予定価格以上の価格で処分する。

(3) 上場株式（上場新株予約権を含む。）の処分手続

イ 株式の預託

- (イ) 株式の処分の委託に当たっては、当該株式を委託証券会社に預託する。
- (ロ) 当該委託証券会社と契約を締結した後、速やかに、前会計年度における委託証券会社の取引口座から当該委託証券会社の取引口座に、預託する株式の振替を行わせるとともに、取引残高報告書を徴する。
- (ハ) 株式を追加預託する場合は、上記第 4 の 1 の(1)の手順によりこれを行うとともに、当該委託証券会社より取引残高報告書を徴する。なお、この場合には、物納者の氏名、株式の銘柄、株数、振替元の証券会社名及び振替依頼日等を予め当該委託証券会社に通知する。
- (ニ) 委託証券会社から、毎月、株式の預託実績を報告させ、その内容を検査する。預託実績の検査確認後、当該委託証券会社からの請求に基づき、引受業務委託手数料を速やかに支払う。
- (ホ) なお、委託証券会社との委託契約を解除した場合には、当該委託証券会社から取引残高報告書を徴し報告内容を確認の上、当該委託証券会社の取引口座から関東財務局が指定する証券会社の口座に振替を行わせる。

ロ 処分見込株式調書の作成

株式の処分に当たっては、処分する株式の銘柄、数量及び指示価格を記載した「処分見込株式等調書の交付について」（別紙第 8 号様式）（以下「株式等調書」という。）を委託証券会社あて交付する。

なお、当該委託証券会社から株式の処分に係る参考意見を聴取することができる。

ハ 株式の処分

株式等調書を交付後、委託証券会社をして、株式等調書に記載した株式について、指示価格以上の価格をもって金融商品市場において普通取引による処分を行わせる。

なお、株式等調書の指示価格については、日々の金融商品市場の動向を踏まえて毎日見直す。

ニ 処分した株式に係る書面の徴求

株式の取引が成立したときは、委託証券会社から直ちに金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項に定める書面を徴求する。

なお、処分した株式の一株当たりの単価が、当該株式の取引日の終値等と比較して著しく差異がある等必要と認める場合には、当該委託証券会社から、当該株式の価格につき金融商品取引所等の証明書を提出させる。

ホ 処分代金の納入等

- (イ) 売却業務委託手数料の算出

上記二の書面又は証明書を受領し、処分した株式の数量に一株当たりの価格を乗じた金額（以下「約定代金」という。）が確定した後、契約内容に基づき、委託証券会社に支払う売却業務委託手数料を算出する。

(ロ) 納入の告知

約定代金から上記(イ)の売却業務委託手数料を差し引いた売払代金については、委託証券会社に対し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第9条又は第10条の規定に基づき、文書による納入の告知又は口頭による納入の告知を直ちに行い（注）、取引成立の日から4営業日以内にこれを納入させる。

（注）売却業務委託手数料は、歳入徴収官事務規程第6条の規定に基づき、相殺調査決定をするとともに、同規程第12条の規定に基づき、相殺超過額の納入告知を行う。

(ハ) 処分株式の引渡し

処分株式の引渡しについては、委託証券会社に、取引口座から処分先の口座に取引成立の日から4営業日以内に振替を行わせることにより実施する。

へ 国有財産台帳の整理

委託証券会社から、処分代金の納付及び処分株式の引渡しの確認を了したものについては、増減事由「売払」として国有財産台帳を整理する。

(4) 上場株式以外の金融商品市場で取引のある有価証券の処分手続

イ 上記(3)と同様に、委託証券会社に処分を行わせる。なお、処分に当たって委託証券会社に交付する調書については、上記(3)の口の「株式等調書」を適宜準用する。

ロ 処分できずに償還期日を迎えた有価証券については、当該有価証券が管理されている口座管理機関等に償還手続を行い換金する。

2 非上場株式

(1) 処分方針

イ 当該非上場株式の処分に係る随意契約適格者から買受意向が示されているもの以外は、速やかに一般競争入札により処分する。

ロ 随意契約により処分する場合、早期処分を図るため、株主総会等の機会をとらえて会社役員等に積極的な買受勧奨を行う。

ハ 契約を締結するに当たっては、「普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排除について」通達（平成24年5月22日付財理第2445号）の記の2の規定に基づき、申請等の際に契約相手方から「誓約書」（別紙第9号様式）を提出させ、警察当局へ照会を行うものとする。

(2) 処分基準

「物納等有価証券（非上場株式等）の処分に係る評価基準について」通達（平成13年3月30日付財理第1300号。以下「評価通達」という。）に基づき算定した基準価格を予定価格とし、当該予定価格以上の価格で処分する。また、処分は「国有財産売買契約書」（別紙第10号様式）によるものとする。

(3) 相続税物納により取得した非上場株式の処分手続（「非上場株式の売却フロー」（別表第3）参照）

イ 買受意向の確認

財務局等は、随意契約適格者に対して、当該非上場株式の収納日から起算して1ヶ月以内を回答期限として「国所有株式の購入希望に関する照会について」（別紙11-1号様式）を通知し、「回答書」（別紙11-2号様式）により非上場株式の買受意向の有無及び買受相手方を確認する。

ロ 随意契約による処分

(イ) 見積り合せの実施

財務局等は、上記イの買受意向の確認を行った結果、随意契約適格者から買受けを希望する旨の回答があった場合には、その購入時期、購入株数及び購入資金の調達方法等を確認し、買受けの実行可能性について検討を行う（注）。

買受けの実行可能性が十分に認められる場合には、上記第3の1の(1)のハの「物納財産売却手続書類提出等確約書」に基づく履行請求により、税務署等を通じて物納者等から速やかに評価資料を提出させ、予定価格を作成の上、買受希望者と見積り合せを実施する。

（注） 購入時期については、原則として、収納日から1年以内とする。

買受希望者から分割購入の申出があった場合には、当該買受希望者の資産及び事業等の状況を確認し、一時に買い戻すことが困難であり、将来の買受けが確実に見込まれる場合に限ってこれを認めることができる。

なお、この場合には、条件付許可の履行請求期間が物納許可後5年であることに留意し、当該買受希望者から分割購入の計画等を示した買受計画書を提出させるよう努める。

(ロ) 有価証券売払申請書の提出

契約手続に当たっては、契約相手方に「有価証券売払申請書」（別紙第12号様式）を提出させる。

ハ 一般競争入札による処分

財務局等は、上記イの買受意向の確認の結果、随意契約適格者から買受希望がなかった場合、又は随意契約により処分予定であったものについて、価格について合意できなかったこと、処分相手方が買受けを辞退したこと等により、処分できない場合には、以下の手順により、速やかに一般競争入札により処分する。

(イ) 許可条件の履行請求

財務局等は、税務署等に「物納有価証券に係る許可条件の履行通知書」（別紙第13号様式）を通知し、上記第3の1の(1)のハの「物納財産売却手続書類提出等確約書」に基づき物納者に対して履行請求を行う。

また、税務署等への通知に当たっては、一般競争入札の実施時期を十分考慮し、下記(ロ)の履行内容及び履行期限を明確に記載する。

なお、物納者が当該期限までに履行しない場合には、物納許可が取り消され、物納有価証券の返還手続が生じることに留意する。

(ロ) 履行内容

① 入札公告を実施するまでに、金融商品取引法の定めるところにより、物納者から、有価証券届出書又は有価証券通知書を内閣総理大臣に対して提出すること。

② 目論見書又はこれに代わる情報開示資料（事業報告書等）を財務局等に提出すること。

（注）有価証券届出書及び目論見書等については、下記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)の手続の中で、発行会社において訂正届出書の提出が必要となる場合があることに留意する。

③ 株式の評価に必要な資料を財務局等に提出すること。

(ハ) 一般競争入札の実施手続

一般競争入札は期間入札によるものとし、入札関係書類の交付、入札の方法、開札、落札者の決定及び契約等の具体的な実施手続については、当分の間、理財局長と協議の上、決定する。

なお、落札者の決定については、予決令臨時特例第4条の10の規定によるものとし、発行会社から、開札の結果に基づく有価証券届出書等の訂正届出が内閣総理大臣に受理された後、15日経過後に行う。

(ニ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の2及び第99条の3の規定に基づく随意契約の取扱い

① 一般競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づいて、随意契約により処分することができる。

なお、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないことに留意する。

② 落札者が契約を締結しないときは、予決令第99条の3の規定に基づいて、その落札金額の制限内で随意契約により処分することができる。

なお、この場合においては、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた条件を変更することができないことに留意する。

(ホ) 再度公告入札の取扱い

上記(ニ)の随意契約によっても成約できなかった財産については、買受希望者を探索した上で、随意契約による処分に努めるものとするが、処分できなかった場合には、再度、評価資料の提出を求め、評価替を行い入札に付すものとする。

（注）上記(イ)及び(ホ)に基づき随意契約により処分し、又は処分手続をとる場合には、上記(イ)における有価証券届出書等若しくは訂正届が必要となる場合があるので、留意する。

二 予定価格の有効期間

予定価格の有効期間（予定価格をもって売買契約の締結が可能な期間）は、1年間とする。なお、財務局長等が適当と認める場合は当該期間中に評価替を行うことができる。

ホ 株券の引渡し

契約相手方から売買代金の全額の納入があった場合には、当該株券を引き渡す。

なお、引渡しに当たっては、契約相手方から株券の受領書を徴する。

へ 国有財産台帳の整理

相手方に株券の引渡しを了したのものについては、増減事由「売払」として国有財産台帳を整理する。

ト 物納許可の取消し

財務局等が、上記ハの(イ)により物納者に対して許可条件の履行請求を行い、当該物納者が履行通知書に定められた期限までに所要の措置を履行しない場合には、税務署等は当該物納許可を取り消すこととなる。この場合、以下の手順により、物納財産引継書等の返戻手続を行う。

なお、物納財産引継書等の返戻は、税務署等から当該株式を引き受けた財務局等が行うことに留意する。

(イ) 物納財産引継書等の返戻

財務局等は、税務署等から、「物納財産引継取消書」の通知及び物納者に送付される「物納許可取消しの通知」の写しの送付を受けた場合には、「物納有価証券に係る引継関係書類の返戻について」（別紙第14号様式）により、物納財産引継書、当該株券及びその他の引継関係書類（以下「引継関係書類」という。）を、速やかに税務署等に返戻する。

なお、当該税務署等から、引継関係書類の返戻後には当該書類を受領した旨の「受領書」が送付され、税務署等が当該書類を物納者に引き渡した後には、その旨の書面「株券引き渡しの完了について」が送付されることに留意する。

(ロ) 国が取得した配当金の返還

財務局等は、収納日の翌日から当該許可取消しまでの期間内に、当該非上場株式から生じた配当金を受け取っている場合には当該配当金額を物納者へ返還する。

(ハ) 国有財産台帳の整理

税務署等から上記(イ)の書面「株券引き渡しの完了について」が送付されたものについては、株券の引渡日をもって、増減事由「租税物納取消・撤回」として国有財産台帳を整理する。

(4) 国庫帰属により取得した非上場株式の処分手続

一般競争入札により処分することが困難又は適当でないと認められる場合には、随意契約により処分するものとし、「国所有株式の購入について」（別紙第15号様式）により、随意契約適格者に対し適宜買受勧奨を行う。

3 非上場新株予約権

(1) 処分方針

原則として、一般競争入札を行う。

一般競争入札により処分することが困難又は適当でないと認められる場合には、随意契約適格者に対し適宜買受勧奨を行う。なお、当面買受能力のある買受人が見当たらない新株予約権については、株主総会等の機会をとらえて会社役員等に積極的な買受勧奨を行う。

また、暴力団を排除する取組として、上記2(1)ハに準じて取り扱うものとする。

(2) 処分基準

評価通達に基づき算定した基準価格を予定価格とし、当該予定価格以上の価格で処分する。また、処分は「国有財産売買契約書」（別紙第10号様式）によるものとする。

4 金融商品市場で取引のない公社債（転換社債型新株予約権付社債を含む。）

(1) 処分方針

発行人の財務状況、債券市場の動向、当該債券の満期までの所有期間及び当該債券の価格動向（（注）利回り計算式を参照）等を考慮し、償還満期まで保有するより処分することが有利と判断される場合には処分する。

（注）利回り計算式（所有期間利回りが最終利回りを上回る場合は、処分することが有利）

$$\begin{array}{l} \text{所有期間利回り} \\ \text{最終利回り} \end{array} \quad \begin{array}{l} \frac{r + (P2 - C - P1) \div t1}{P1} \\ \frac{r + (100 - P1) \div t2}{P1} \end{array} \quad \begin{array}{l} \times 100 \\ \times 100 \end{array}$$

r = 年利率（%）

P1 = 額面100円当たりの取得単価（円）

収納価格に既経過利息が含まれる場合には、これを除外して単価を計算する。国庫帰属となったものは、帰属日における取引価格。

P2 = 額面100円当たりの取引価格（円）

評価時期における取引価格。

t1 = 収納日又は帰属日の翌日から評価時までの年数（1年未満は経過日数 ÷ 365）

t2 = 収納日又は帰属日の翌日から償還日までの年数（1年未満は残日数 ÷ 365）

C = 額面100円当たりの手数料

(2) 処分基準

評価通達に基づき算定した基準価格の95%に相当する額以上の価格を予定価格とし、当該予定価格以上の価格で処分する。

5 金融商品市場で取引のない信託の受益権等

(1) 処分方針

取得後速やかに当該受益証券が管理されている口座管理機関に解約手続を行い換金する。

(2) 処分基準

解約申込時点における当該受益証券の基準価格の動向及び商品特性を十分踏まえて、適正な価格による処分に努める。

なお、予定価格の積算については、主計局通達「随意契約による場合の予定価格について」（昭和44年12月17日蔵計第4438号）に基づき、省略して差し支えないものとする。ただし、その場合においては、市場価格調査等を行い、解約日における基準価格等を記載した資料を当該商品の解約申込みに係る決議書に添付する。

6 国債

(1) 財務局長等は、税務署等から国債を引き受けた場合には、理財局長（国債業務課）に対し、「政府所有国債の買入銷却について」（別紙第16号様式）により、「政府ノ所得ニ帰シタル有価証券ノ換価方法並歳入ニ納付又ハ資金ニ組入手續」（大正12年蔵理第3207号）の規定に基づく買入銷却の請求を行う。

(2) 財務局長等は、上記(1)の買入銷却の請求に対し、理財局長（国債業務課）の承認を受けた場合には、日本銀行と買入銷却に係る必要書類及び買入実行日を調整し、買入実行日に日本銀行へ買入銷却代金納入についての納入告知書（国債現物の場合は当該国債を添付）を提出する。

7 単元未満株式

(1) 処分方針

会社法第192条第1項の規定による当該株式の発行会社に対する買取請求又は委託証券会社との委託契約により、速やかに処分する。

(2) 処分基準

会社法第193条第1項の規定に基づき算定した価格で処分する。

(3) 処分手続

イ 買取りの請求

買取請求に当たっては、当該株式の発行会社において定める単元未満株式買取請求書（以下「請求書」という。）を、当該会社に提出する。

なお、当該会社に株主名簿管理人（会社法第123条に規定する株主名簿管理人をいう。）がある場合や、委託証券会社との委託契約により処分する場合は、請求書の提出を省略して差し支えない。

ロ 納入の告知

処分金額から買取手数料又は売却業務委託手数料を差し引いた代金については、歳入徴収官事務規程第9条又は第10条の規定に基づき、文書による納入の告知又は口頭による納入の告知を直ちに行い（注）、これを納入させる。

（注）売却業務委託手数料は、歳入徴収官事務規程第6条の規定に基づき、相殺調査

決定をするとともに、同規程第 12 条の規定に基づき、相殺超過額の納入告知を行う。

ハ 株券の引渡し

請求の相手方が株券発行会社（会社法第 117 条第 7 項に規定する株券発行会社をいう。）である場合は、上記口の処分代金の納入と引き換えに、株券を引き渡す。

ニ 国有財産台帳の整理

処分代金の納入があったものについては、増減事由「売払」として国有財産台帳を整理する。

第 7 関東財務局長による大量保有報告書等の提出

関東財務局長は、金融商品取引法第 27 条の 26 の規定に定める基準日（各月の 15 日及び末日（これらの日が土曜日に当たるときはその前日とし、これらの日が日曜日に当たるときはその前々日とする。））から 5 日以内に、同法第 27 条の 23 に規定する大量保有報告書等を、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）第 19 条に規定する関東財務局長に提出しなければならない。

第 8 物納等有価証券の管理状況に係る報告

財務局長等は、毎年度末に、物納等有価証券の保有又は処分の状況を確認し、その状況を、次により理財局長に報告する。ただし、年度内に物納等有価証券の保有及び処分実績がない場合は、報告を不要とする。

報告書名	期間	作成時期	提出期限	様式	備考
非上場株式の保有及び処分実績	毎年度分	毎年度末	翌年度 4月10日	別紙第 17 号様式	年度内に保有及び処分実績がなければ報告不要
有価証券の処分実績調	毎年度分	毎年度末	翌年度 4月10日	別紙第 18 号様式	年度内に処分実績がなければ報告不要

第 9 無実体法人の発行に係る有価証券の取扱い

1 無実体法人の定義

国の所有する有価証券のうち、その発行法人が次の(1)～(3)のいずれかに該当して実体がないと認められるものを「無実体法人」という。

- (1) 法人が存在するものの実体がなく、又は休業状態で再開の見込みがなく、かつ、財産が発見されていないもの
- (2) 解散法人であって、清算能力がないため清算手続を行わないで実体が消滅し、かつ、財産が発見されていないもの
- (3) 法人の所在が不明であり、かつ、財産が発見されていないもの

2 国有財産台帳からの除却

発行法人の実態調査を行った結果、当該法人が無実体であると判定された有価証券については、「出資金回収不能」として国有財産台帳から除却する。

3 実態調査の実施要領

次の各事項を、下記の調査対象につき、書面、実地その他の方法により調査する。なお、オンライン会議等のデジタル技術を活用した調査を行うことを妨げるものではない。

調査対象については、実態把握のため有効と思われるものを適宜選定する。

なお、調査結果は、「法人実態調査票」（別紙第19号様式）により、記載する。

調査事項	調査対象	参 考
①法人商号	・ 有価証券現物等	商号変更等の有無の確認
②法人の設立年月日	・ 有価証券現物等	
③資本の総額又は発行する株式総数	・ 有価証券現物等	
④1株の金額	・ 有価証券現物等	
⑤物納者の住所、氏名	・ 有価証券現物 ・ 物納有価証券引継書 ・ 寄託日本銀行 等	株券裏面に記載された物納時の最終名義人が物納者と推測される。物納者の住所等は電話帳、人名簿等によって把握することがある。
⑥収納税務署等	・ 有価証券現物 ・ 物納有価証券引継書及び物納財産現物明細書 ・ 寄託日本銀行 等	現物の裏面に寄託日本銀行名を捺印又は記入しているものがあれば、これにより収納税務署を推定することができる。
⑦評価税務署等	・ 収納税務署等	
⑧寄託日本銀行	・ 有価証券現物 ・ 物納有価証券寄託書(又は受託書) 等	
⑨法人の住所又は事務所の所在地	・ 物納財産(有価証券)評価調書 ・ 物納者 ・ 法人の役職員又は役員であった者 ・ 収納税務署 ・ 法務局 等	
⑩法人の役職員又は役員であった者の住所、氏名、現職	・ 有価証券現物 ・ 物納者 ・ 役職員又は役員であった者 ・ 収納税務署 ・ 法務局 等	取締役氏名は株券の絶対的記載事項である。
⑪法人の状況	・ 物納財産評価調書	法人の状況については、次のような

	<ul style="list-style-type: none"> ・物納者 ・役職員又は役職員であった者 ・収納税務署 等 	<p>内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法人の事業 ロ 物納当時から現在までの資本金額、資産、負債、営業状況等の変遷及び今後におけるそれらの見通し
--	--	--

4 有価証券現物の取扱い

上記2の国有財産台帳からの除却と併せて、有価証券の現物（株券、社債券等）は、寄託中の日本銀行より速やかに払出しの上、裁断等により処分する。

第10 特例処理

財務局長等は、物納等有価証券に関する事務取扱が本通達の定めにより難しい場合においては処理案に詳細な理由を付して、理財局長と協議する。

第11 経過措置

平成29年3月31日以前に物納許可を申請した有価証券の範囲については、平成29年改正前の相続税法の規定が適用される。

また、平成18年3月31日以前の相続分に係る有価証券については、平成18年改正前の相続税法が適用され、非上場株式について上記第3の1の(4)の条件付許可制度が適用されないことから、当該条件付許可制度が適用されない事案に係る第3の1の(2)の「管理処分適否及び劣後判断に係る基準」及び第6の2の(1)の「非上場株式の処分方針」については、以下のように取り扱う。

1 管理又は処分をするのに不適当な基準

(1) 次に掲げる有価証券は、管理又は処分をするのに不適当な有価証券とする。

- ① 質権その他の担保権の目的となっている有価証券
- ② 所有権の帰属等について係争中の有価証券
- ③ 共有となっている有価証券。ただし、共有者全員が持分の全部を物納する場合を除く。
- ④ 譲渡に関して法令に特別の定めのある有価証券
- ⑤ 収納時において利払期の到来していない利札が切り取られている国債、地方債又は社債
- ⑥ 譲渡に関して定款に制限がある株式又は出資による権利
- ⑦ 売却できる見込みのない有価証券

(2) 税務署等から非上場株式の収納の適否につき調査依頼があった時における取扱いについては、当該株式以外に物納に充てるべき財産がなく、かつ、当該株式につき次に掲げる①又は②のいずれかに該当すると認められる場合には、当該株式は上記(1)の⑦に該当しないものとして処理する。

- ① 株式発行会社について (i) 直近 2 期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか 2 つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第 110 号)における同業種の直近 2 年度の平均比率を超えていること、(ii) 直近 2 期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、(iii) 直近 2 期において配当可能利益(当期未処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合

なお、判定に当たっては、次の点に留意すること。

- (イ) 「総資本経常利益率」、「売上高経常利益率」及び「総資本回転率」は、それぞれ物納申請時における発行会社の直近 2 期の決算書により、次の計算式により求めることとし、物納申請時に公表されている「法人企業統計年報」の業種別財務営業比較表における同業種の直近 2 年度の平均比率で検証する。

$$\text{イ 総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本 (期首・期末平均)}} \times 100$$

$$\text{ロ 売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{ハ 総資本回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本 (期首・期末平均)}}$$

また、「当期利益(税引後)」及び「配当可能利益(当期未処分利益及びその他資本剰余金)」についても当該時点における発行会社の直近 2 期の決算書により確認する。

- (ロ) 金融商品取引法により、一般競争入札による売出し価格が 1 千万円を超える場合には、発行会社が有価証券通知書又は有価証券届出書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされていることから、収納価格が 1 千万円を超える株式の物納に際しては、有価証券通知書等の提出につき発行会社の協力が得られるか否かも勘案する必要がある。

なお、発行会社から協力を取り付ける場合は、「物納財産売却書類の提出の同意について」(別紙第 20 号様式)の提出を受けることにより行う。

(ハ) 経営内容等の調査に当たっては、法令に基づき業務停止命令等の行政処分を受けていないこと、国税に関する犯則事件で告発を受けていないこと、法律の規制等を遵守していること等、社会的批判を受けることのない法人であるか否かについても留意する。

② 物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合

なお、当該確認は、随意契約適格を有する買受希望者から当該株式の購入時期及び購入資金の手当方法を記載した「物納株式購入に関する申出書」（別紙第 21 号様式）の提出を受けることにより行う。

2 非上場株式の処分方針

(1) 原則として、一般競争入札を行う。

(2) 一般競争入札により処分することが困難又は適当でないと認められる場合には、「国所有株式の購入について」（別紙第 15 号様式）により、随意契約適格者に対し適宜買受勧奨を行う。

なお、これに該当する場合であって、当面買受能力のある買受人が見当たらない株式については、株主総会等の機会をとらえて会社役員等に積極的な買受勧奨を行う。

第 12 書面等の作成・提出等の方法

1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

2 電子メール等による提出等

(1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

管理処分適否・劣後判断に係る審査分担表

○管理処分不適格財産（有価証券）

相続税法施行令第18条・施行規則第21条	税務署等の事務処理	財務局等の事務処理	備考
イ その譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていないものとして財務省令で定めるもの 一 物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第一項（有価証券の売出し）の届出及び同法第十五条第二項（目論見書の交付）の目論見書（同法第二条第十項（定義）に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）の交付（次号において「目論見書の交付」という。）が必要とされる場合に限る。）において、当該届出に係る書類及び当該目論見書の提出がされる見込みがないもの 二 物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第六項の通知書の提出及び目論見書の交付が必要とされる場合に限る。）において、当該通知書及び目論見書の提出がされる見込みがないもの	○「物納財産売却手続書類提出等確約書」の提出の有無を確認。	○同左	
ロ 譲渡制限株式	○提出書類の登記事項証明書で確認。 ○質権者や共有の有無等について提出書類の株主名簿及びヒアリングにより確認。	○譲渡制限のある場合、議決機関における解除手続、決議内容等を確認。	
ハ 質権その他の担保権の目的となっている株式			
ニ 権利の帰属について争いがある株式			
ホ 二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く。）	○提出書類の「誓約書」、「役員一覧」により警察当局へ照会を行い、該当の有無を確認（非上場株式に限る。）。	—	
ヘ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）により事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式会社が発行した株式			

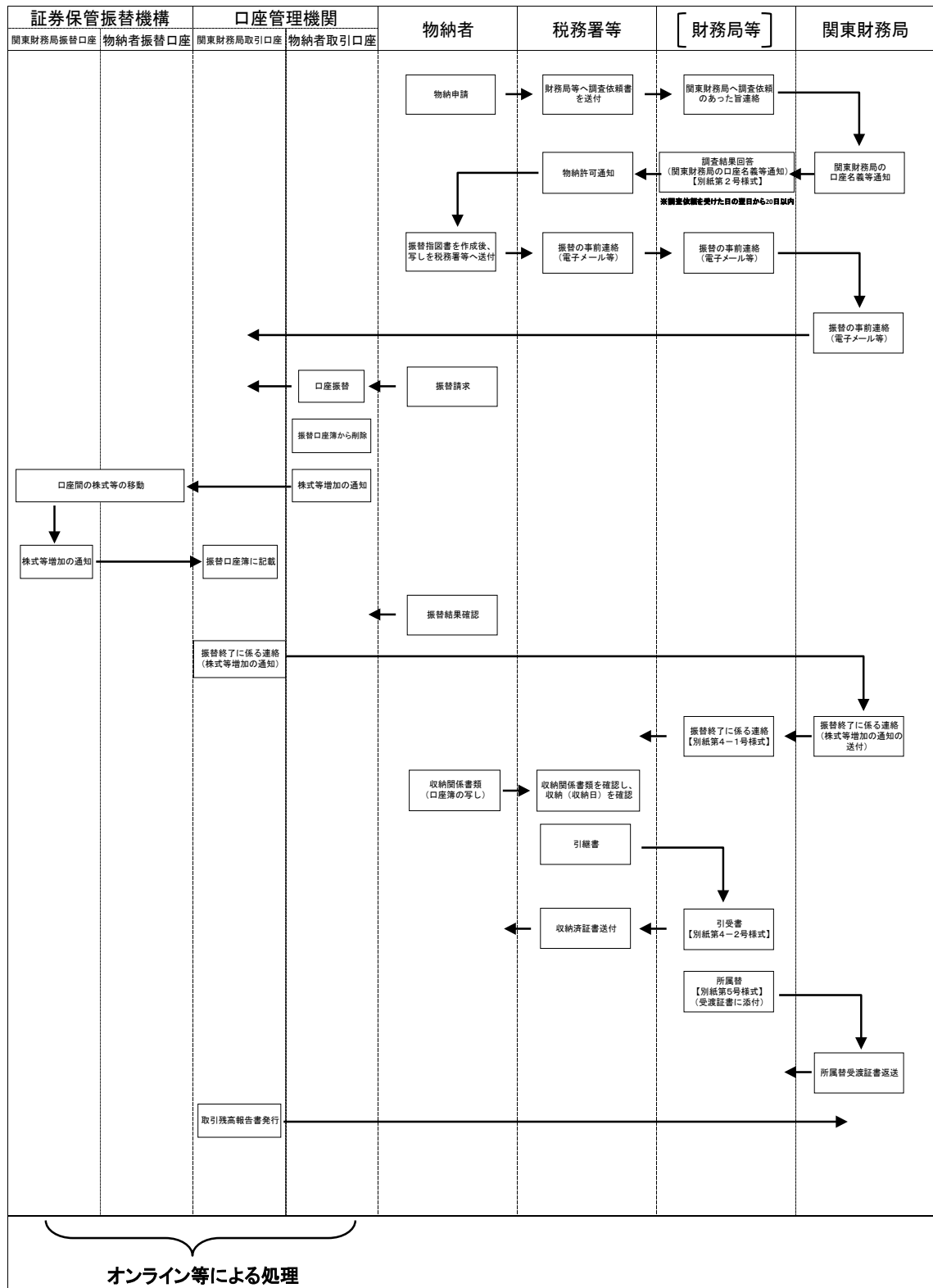
○物納劣後財産（有価証券）

相続税法施行令第19条	税務署等の事務処理	財務局等の事務処理	備考
14号 事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式	○直近2期の事業報告書（決算書）において活動状況を確認。	○必要に応じて発行会社の活動状況をヒアリング、現地調査等により確認。	○決算書等において主要事業に関する売上高が計上されていない、あるいは過少な場合が該当するほか、発行会社に対するヒアリング等から休止している事実を確認の上、判断。

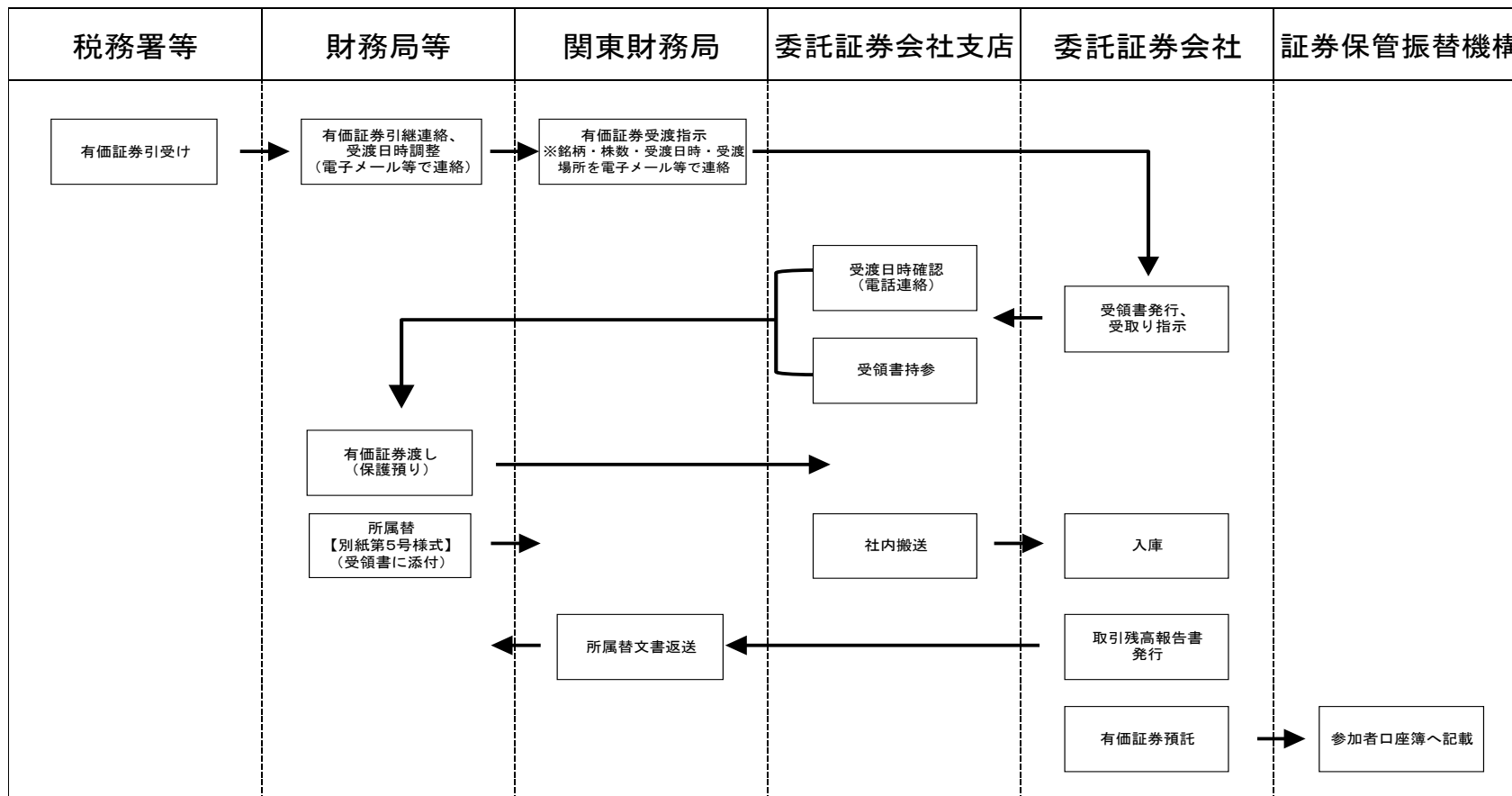
(注1)「財務局等の事務処理」については、原則として記載の方法が考えられるところであるが、これ以外の調査方法を採用することを妨げない。

(注2)上記表へに係る「税務署等の事務処理」については、相続税法施行令附則（平成25年政令第113号）第3条の経過措置に基づき、実施されることに留意する。

上場株式の振替による物納引受・所属替等の流れ

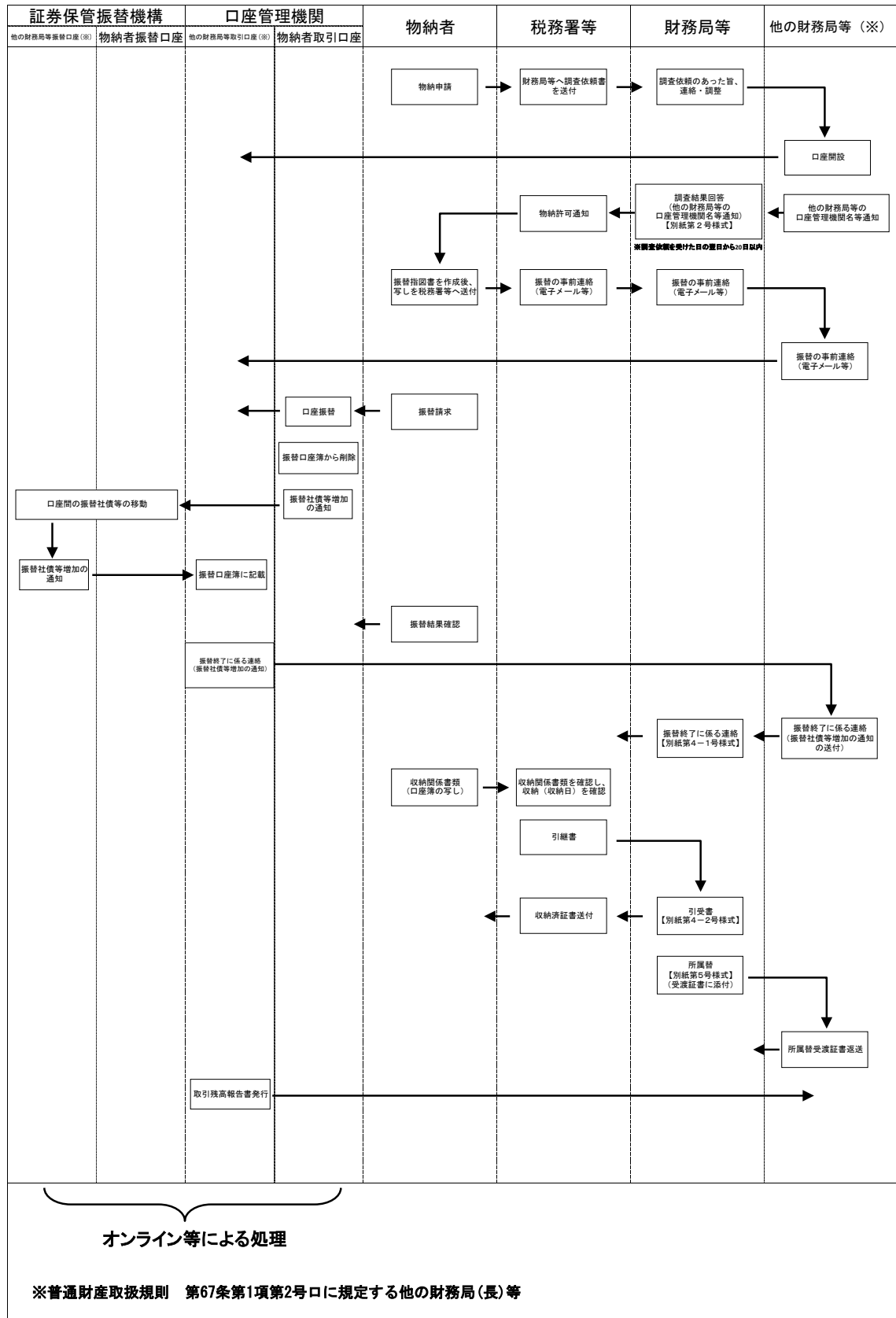


有価証券（現物）受渡しの流れ



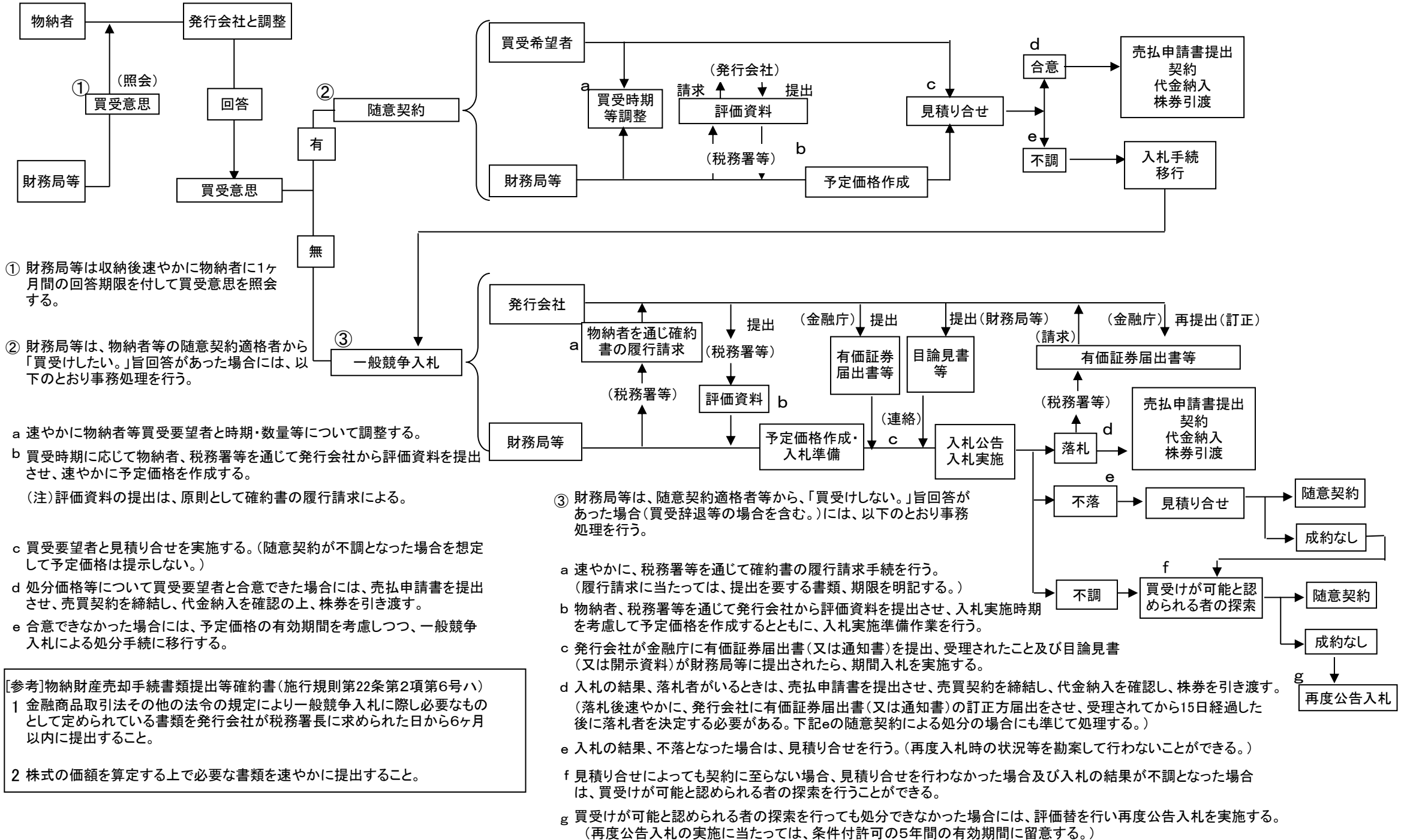
※受領書の名宛は、関東財務局

振替社債等の物納引受・所属替等の流れ



別表第3

非上場株式の売却フロー



- ① 財務局等は収納後速やかに物納者に1ヶ月間の回答期限を付して買受意思を照会する。
- ② 財務局等は、物納者等の随意契約適格者から「買受けしたい。」旨回答があった場合には、以下のとおり事務処理を行う。

- a 速やかに物納者等買受要望者と時期・数量等について調整する。
- b 買受時期に応じて物納者、税務署等を通じて発行会社から評価資料を提出させ、速やかに予定価格を作成する。
(注) 評価資料の提出は、原則として確約書の履行請求による。
- c 買受要望者と見積り合せを実施する。(随意契約が不調となった場合を想定して予定価格は提示しない。)
- d 処分価格等について買受要望者と合意できた場合には、売払申請書を提出させ、売買契約を締結し、代金納入を確認の上、株券を引き渡す。
- e 合意できなかった場合には、予定価格の有効期間を考慮しつつ、一般競争入札による処分手続に移行する。

[参考]物納財産売却手続書類提出等確約書(施行規則第22条第2項第6号ハ)
 1 金融商品取引法その他の法令の規定により一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類を発行会社が税務署長に求められた日から6ヶ月以内に提出すること。
 2 株式の価額を算定する上で必要な書類を速やかに提出すること。

- ③ 財務局等は、随意契約適格者等から、「買受けしない。」旨回答があった場合(買受辞退等の場合を含む。)には、以下のとおり事務処理を行う。
- a 速やかに、税務署等を通じて確約書の履行請求手続を行う。(履行請求に当たっては、提出を要する書類、期限を明記する。)
- b 物納者、税務署等を通じて発行会社から評価資料を提出させ、入札実施時期を考慮して予定価格を作成するとともに、入札実施準備作業を行う。
- c 発行会社が金融庁に有価証券届出書(又は通知書)を提出、受理されたこと及び目論見書(又は開示資料)が財務局等に提出されたら、期間入札を実施する。
- d 入札の結果、落札者がいるときは、売払申請書を提出させ、売買契約を締結し、代金納入を確認し、株券を引き渡す。(落札後速やかに、発行会社には有価証券届出書(又は通知書)の訂正方届出書をさせ、受理されてから15日経過後に落札者を決定する必要がある。下記eの随意契約による処分の場合にも準じて処理する。)
- e 入札の結果、不落となった場合は、見積り合せを行う。(再度入札時の状況等を勘案して行わないことができる。)
- f 見積り合せによっても契約に至らない場合、見積り合せを行わなかった場合及び入札の結果が不調となった場合は、買受けが可能と認められる者の探索を行うことができる。
- g 買受けが可能と認められる者の探索を行っても処分できなかった場合には、評価替を行い再度公告入札を実施する。(再度公告入札の実施に当たっては、条件付許可の5年間の有効期間に留意する。)

第1号様式

物納申請有価証券調査票

調査年月日 令和 年 月 日

調査担当者

1 物納申請者 住所 氏名

2 物納申請財産

区分	銘柄	数量	単価	価格
		()		

(注) 1 「区分」欄には、株式、社債及び投資信託の受益権等を記載する。

2 株式の場合は「数量」欄に、()書きで持株比率を記入する。

3 発行会社概要

会社名

社長名

事業内容

資本金（発行済株式数）

株主資本配当率（過去2年間）

4 財産管理会社概要（投資信託の受益権の場合に記入）

会社名

住所

口座管理機関

5 国税庁課税評価方式

6 評価基準による基準価格

7 物納の適否（否と回答する場合には、その具体的理由を記入すること）

第2号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局（事務所）長

物納申請有価証券に係る調査の回答について

令和 年 月 日付 第 号をもって調査依頼のあった下記物納申請有価証券について、調査の結果を回答します。

記

申請者の住所・氏名			
区分	銘柄	数量	調査結果

管理又は処分をするのに不適当な理由

（記載要領）

- 1 「区分」欄については、株式、社債、投資信託の受益権等を記載する。
- 2 「調査結果」欄については、管理又は処分をするのに適当である場合には「適当」（物納申請有価証券が上場株式、上場されている公社債、上場投資信託及び振替社債等の場合には「適当、振替口座は別紙」、非上場株式の場合には「適当、ただし、許可に当たっては、「物納財産売却手続書類提出等確約書」の履行を条件とされたい。」旨記載する。）、不適当な場合には「不適当」と記載すること。
- 3 「管理又は処分をするのに不適当な理由」欄については、不適当な理由を具体的に記載すること。

なお、有価証券が複数の場合は、有価証券が特定できるようにすること。

別紙

・振替口座

区分	銘柄	数量	口座管理 機関名	口座番号	口座名義	備考

(記載要領)

- 1 銘柄毎に、数量、口座管理機関名等を記載すること。
- 2 振替国債の場合は、「備考」欄に、日本銀行の振込口座番号を記載すること。

第3号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）
納税管理官 殿

財務(支)局（事務所）
課長（統括国有財産管理官）

物納申請有価証券に係る補完事項連絡票

令和 年 月 日付 第 号をもって調査依頼のあった下記物納申請有価証券について、調査の結果、別紙の事項について補完を必要としますので連絡します。

記

銘 柄	
区 分	
数 量	
申請者の住所及び氏名	

(別紙)

補 完 事 項	理 由

第4-1号様式

令和 年 月 日

税務署（局、事務所）物納担当課あて

振替内容について

（財務（支）局（事務所） 統括国有財産管理官）

名 称	
額 面	
振替元（氏名）	
口座管理機関名 担当者氏名・連絡先	
その他必要事項	

第4-2号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局（事務所）長

物納有価証券引受書

令和 年 月 日付 第 号をもって引継ぎのあった下記の財産については、これを引き受けたので通知します。

記

銘柄	枚数	券面額	券面記号番号 及び回数別	収納価額		備考
				単価	合計	

（注）不要な項目については、記載を省略すること。（例：株式の場合の券面額など）

第5号様式

有価証券所属替調書

会 計	一般会計	種 目	所属替年月日		〇〇財務(支)局		
銘 柄 名 (証券コード)	数 量 (株)	1株(口)当 り額(券)面額 (円)	収 納 価 格		本店所在地	収納官庁	収納事由
			1株(口)当 たり (円)	計(円)			
合 計							

- 【記載要領】 1 「収納事由」欄には「租税物納」、「国庫帰属」等根拠となる国有財産法施行細則第8条に定める国有財産増減事由用語及びその他の特記事項を記載する。
- 2 上場株式会社については、「証券コード」欄に該当するコードを記載する。

第6号様式

命 令 書

何 某 を財務(支)局(事務所)長の代理人と定め、下記の権限を行使することを命令する。

令和 年 月 日

財務(支)局(事務所)長 印

記

令和 年 月 日開催の〇〇株式会社第 回定時(臨時)株主総会に出席して議決権を行使すること。

第7号様式

名義書換失念株等整理簿

銘柄		名義書換失念株等（親株）	100株	1株の額面金額	50円	価格	5,000円	決算期	3月9月	
当該株式の処分等の経緯	（処分の時期、方法、相手方、金額、特約事項等を記入する。）									
	受領年月日	受領額	左に対する計算根拠	還付額	左に対する計算根拠	受領、処分又は還付に際しての処理事項				
配当金	51.5.30	500円	年20%			（配当金500円に対応する決算期を記入する。）				
	51.12.1	500円	年20%							
	52.2.1			1000円	受領2期分	（還付の相手方、名義書換の有無、特約事項等を具体的に記入する。）				
新株予約権	×××	〇〇株	〇月〇日現在の株主に対し〇対〇の割合で割当			（年月日欄は、実際に割当通知を受けた日を記入する。）				
	×××	〇〇株				（処分の時期、方法、相手方、金額、特約事項等を記入する。）				
	×××			××円	××	（上記配当金の記載事項に準じて記入する。）				

以下、同様にして、無償交付株、清算分配金等についても作成するものとする。

第8号様式

令和 年 月 日

〇〇証券株式会社 御中

関東財務局

財務局長名 印

処分見込株式等調書の交付について

令和〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で貴社と締結した委託契約書第1条に基づき、処分見込株式等調書を交付します。

処分見込株式等調書

銘柄名及びコード		数量	指示価格	取引所
1				
2				
3				
4				
5				
計				

(注) 1 処分に当たっては、指示価格以上の価格で取引を行うものとします。

2 ただし、毎日の金融商品市場の終値を基準とし、翌日の指示価格を指示します。

(記載要領) 「銘柄名及びコード欄の上段には「銘柄名」、下段には「銘柄コード」を各々記載する。

第9号様式

誓 約 書

- 私
 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

契約担当官 財務（支）局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

別紙

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日

（注）本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載すること

第 10 号様式

国有財産売買契約書

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産（有価証券）の売買契約を締結する。

第 1 条 売買物件及び売買代金は、次のとおりとする。

- 1 種 目
- 1 銘 柄
- 1 数 量
- 1 価 格

ただし、1 株につき 円の割

第 2 条 乙は、本契約締結と同時に売買代金 円を甲に納付しなければならない。

第 3 条 甲は、乙が売買代金を完納した後、売買物件を引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件引受については、甲の指示に従わなければならない。

第 4 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたと

きは、その損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

第6条 乙は、甲が第4条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第4条の規定する解除権を行使したときにおいて、解除までの間に売買物件から生じた果実及び利益を甲に返還しなければならない。

第7条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

第8条 甲は、第5条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

第9条 売買物件引渡後、乙が名義書換等を怠ったため、乙において売買物件から生ずる果実又は利益を受けることができない場合に、売買物件に権利付又は配当金等の特約のあるときを除き、この果実又は利益は、原則として、甲に帰属する。

第10条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に疑義のあるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第12条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務（支）局（事務所）所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人国

契約担当官

印

買受人

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

第 11-1 号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

物納者

(物納随契適格者) 殿

財務(支)局(事務所)長

国所有株式の購入希望に関する照会について

当(支)局(事務所)で所有している下記株式について、購入の御希望の有無を確認したので、同封の回答書により令和 年 月 日までに返送してください。

なお、国からの購入価格については、物納財産における収納価格を目安としてください(実際の購入価格は、購入時点での時価となります)。

また、御希望のない場合には、一般競争入札による売却手続に移行することになりますので、その旨、申し添えます。

記

1 銘 柄 ○○株式会社株式

2 数 量 ○○○株

(注)

- 1 会社の役員、従業員及び取引先に対して購入希望を照会する場合には、代表者に一括して行うこととし、役員、従業員及び取引先への周知と取りまとめを併せて依頼するものとする。
- 2 株主への照会については、持株率が10%以上のものに対して行うものとする。

第 11-2 号様式

令和 年 月 日

財務(支)局(事務所)長 殿

回答者 住 所
氏 名

回 答 書

令和 年 月 日付〇〇号で照会がありました物納株式の購入希望については、
下記のとおり回答します。

記

1 購入を希望します

(1) 購入時期

(2) 購入数量

(3) 購入資金の手当方法

2 購入を希望しません

購入要望照会に関する回答内容について

- 1 「購入を希望します」又は「購入を希望しません」のいずれかに○印で囲ってください。
- 2 「購入を希望します」を選択された方は、次により、「購入時期」及び「購入数量」について記載してください。
 - (1) 購入希望時にどれだけの数量の株式を購入するのか具体的に記載してください。
例えば、令和〇〇年 〇〇株と記入してください。
 - (2) 株式数については（分割購入の場合は、株式の合計数）、原則として物納株式数と購入希望数量を一致させてください。
 - (3) 物納株式総数を一括購入希望者の場合には、1年以内の時期を原則として記入してください。
 - (4) 物納株式を分割購入希望の場合には、3年以内を原則として記入してください。
その際には、分割購入数量の合計が物納株式数量となるようにしてください。
- 3 「購入資金の手当方法」についても記載してください。
当該株式の購入に当たっての資金手当の方法を簡記してください。
例えば、「自己資金」、「銀行からの融資」、「所有不動産の売却資金」等

第 12 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

申請者 住所
氏名

有価証券売払申請書

下記のとおり有価証券の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 種目及び銘柄
- 2 売払希望数量
- 3 売払希望価格（1株当たり）
- 4 売払希望時期
- 5 売払申請理由
- 6 代金支払方法
- 7 その他参考となる事項

有価証券売払申請書の記載要領

- 1 種目及び銘柄
種目には、株式。
銘柄には、当該株式の会社名を記入してください。
- 2 売払希望数量
物納申請している株式数量を記入してください。
ただし、分割購入の場合には、分割購入する株式数量を記入してください。
- 3 売払希望価格（1株当たり）
適正な時価と記入してください。
（注）（見積り合せの場合は）見積額を記入してください。
- 4 売払希望時期
当該株式の売払時期を記入してください。
- 5 売払申請理由
売払いを申請する理由を簡記してください。
- 6 代金支払方法
即納と記入してください。
- 7 その他参考となる事項
上記以外に、売払申請に際し、参考事項を記入してください。

税務署（局、事務所）長

財務(支)局（事務所）長

物納有価証券に係る許可条件の履行通知書

令和 年 月 日付第 号をもって引き受けた〇〇様に係る下記 1 の物納財産については、相続税法第 48 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 に記載した事項の履行を要求しますので、その旨通知します。

記

1 履行要求に係る物納財産（種類等）

- (1) 株 式（銘柄名） 〇〇株式会社
(2) 数 量 〇〇〇〇株

2 履行要求する事項

- (1) 株式発行会社においては、内閣総理大臣に対し、有価証券届出書（通知書）を提出すること、及び提出した旨を速やかに連絡の上、写しを提出すること。
(2) 株式発行会社においては、目論見書を作成すること、及び作成後速やかにその旨連絡の上、提出すること。
(3) 評価に必要とする次の資料を提出すること。
事業報告書（2 期分）、決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 2 期分）、財務諸表附属明細書、上記 1 株式の評価証明書等

3 履行期限

- (1)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）
(2)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）
(3)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）

4 その他参考事項

上記 2 記載の履行要求する事項の実施にあたり、準備が概ね整ったときには、具体的な提出時期等について財務局等と連絡調整を行うこと。

（注）必要に応じ、加除修正すること。

第 14 号様式

発 遣 番 号
令 和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局長

物納有価証券に係る引継関係書類の返戻について

令和 年 月 日付第 号をもって引継取消しのあった下記の物納有価証券に係る物納財産引継関係書類一式を返戻します。

本件書類を受領したとき、及び本件書類を物納者に引き渡したときは、その旨回答願います。

記

1 物納有価証券

銘 柄	
数 量	
申請者の 住所・氏名	
備 考	

2 添付書類

- (1) 物納財産引継書（物納財産明細書） 通
(2) 株券 通
(3) その他関係書類 通
()

発 遣 番 号
令和 年 月 日

殿

局長 名

国所有株式の購入について（ご案内）

当局で所有している株式について、購入をご検討していただきたくご案内させていただきます。御希望があれば別添有価証券売払申請書を、 年 月 日までに提出してください。

記

銘 柄	数 量	概算価格

この価格は、通知日（令和 年 月 日）時点での概算価格ですので、実際の契約価格ではありません。実際の契約価格は、「有価証券売払申請書」を提出いただいてから通知いたしますが、会社の経営状況等によって、上記の概算価格が変動することがありますので、あらかじめご承知おきください。

- （注） 1 会社の役員、従業員及び取引先に対する買受勧奨を行う場合には、代表者に一括して行うこととし、役員、従業員及び取引先への周知と取りまとめを併せて依頼するものとする。
- 2 株主への勧奨については、持株率が 10%以上のものに対して行うものとする。
- 3 申込み期限は、送付日から 1ヶ月以内とする。

第 16 号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

財務省理財局長 殿

財務（支）局長

政府所有国債の買入銷却について

相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 41 条の規定に基づく物納により政府の所有となった下記の国債について、買入銷却方よろしくお取り計らい願います。

記

名 称	第〇〇回〇〇国債
額 面	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
記 号	
付 属 利 札	令和〇〇年〇〇月〇〇日渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日渡
引き渡すべき日本銀行	日本銀行〇〇〇店
買入銷却を要する理由	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 41 条 の規定による物納財産
政府の所有となった日	令和 年 月 日

（留意点）

本様式は買入銷却申請を行うに当たっての標準的な様式であり、国債の種類及び申請先の指示により、適宜項目を追加・削除すること。

非上場株式の保有及び処分実績 (令和〇年〇月末現在)

〇〇財務(支)局
沖縄総合事務局

(単位:株、円)

No	銘柄	決算期	取得日	台帳数量	台帳価格	累計買受数量	累計買受金額	直近買受時期	発行済株式数	保有株数	議決権割合	当期純利益	配当総額	配当性向	現状区分	接触状況	今後の対応
1	〇〇(株)	3月	H30.4.1	1,000	600,000,000	200	100,000,000	R2.12	3,000	1,000	33.33%	10,000,000	2,000,000	20.00%	2	・定期的に買受意向確認を実施しており、分割買受の実績あり。 ・H30年度は赤字決算のため買受意向なし。	・引き続き、株主総会等の機会を捉え、買受勸奨を行う予定。
2	(株)△△	9月	R5.11.1	0	0	200	100,000,000	R6.3.1	3,000	0	0.00%	10,000,000	2,000,000	20.00%	5	・R5年〇月〇日、買受勸奨(発行会社、買受意思有) ・R5年〇月〇日、売払申請書受領 ・R6年3月1日、契約締結。	-

(注1)「発行済株式数」「保有株数」「議決権割合」「当期純利益」「配当総額」「配当性向」は、直近事業年度末日における数値を記載する。
(注2)現状区分は、買受相手方との接触状況を踏まえ、以下から選択する。
1 順 調 : 現在、全株買受計画の提出があり、計画どおり買受が進んでいるもの又は全株買受契約の予定があるもの。
2 停 滞 : 過去に買受実績があり今後も買受が見込まれるが、全株買受計画の提出がない又は計画どおりに買受が進んでいないもの。
3 困 難 : 買受予定者の資金繰りに問題がある、業績が悪化している等の理由により、今後の買受が困難なもの。
4 不 可 能 : 発行会社が実態不明、休業中、破産手続中等、現に買受が不可能な状態にあるもの。
5 処 分 済 : 年度内に保有していた実績はあるものの、年度末時点で既に全株処分済であるもの。

有価証券の処分実績調

(単位：株、口、円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
売却代金														
上場株式	株数													
	売却金額													
非上場株式	株数													
	売却金額													
国債	口数													
	売却金額													
社債	口数													
	売却金額													
地方債	口数													
	売却金額													
受益証券	口数													
	売却金額													
その他	口数													
	売却金額													

(注) 各銘柄ごとの内訳がわかる資料を添付すること。

第 19 号様式

法人実態調査票

調査官氏名		調査開始	・	調査完了	・
法人名		住所			
種目	1株(口) 金額	資本金額	事業目的	設立年月日	代表者
					氏名
取得事由	取得時期	数量	1株(口) 収納金額	金額	摘要

調査事項	調査対象及び方法	調査結果
①法人商号		
②法人の設立年月日		
③資本の総額又は発行する株式総数		
④1株の金額		
⑤物納者の住所、氏名		
⑥収納税務署等		
⑦評価税務署等		
⑧寄託日本銀行(又は代理店)名		
⑨法人の住所又は事務所の所在地		
⑩法人の役職員又は役職員であった者の住所、氏名、現職		
⑪法人の状況		

判定	判定の理由

備考:「判定」欄には、無実体法人か否かを記入し、「判定の理由」欄には、その判定を下した根拠を記入する。

第 20 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住 所

法 人 名

代表者名

物納財産売却手続書類の提出の同意について

の相続人 が物納する当社の株式について、国が一般競争入札に付することとした場合には、金融商品取引法その他の法令の規定により、一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類（有価証券届出書又は有価証券通知書及び目論見書）を内閣総理大臣に対し提出することに同意します。

第 21 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

申出人 住所
氏名

物納株式購入に関する申出書

の相続人 が物納する の株式については、
下記により購入することを申し出ます。

記

1 購入時期及び購入株式数

2 購入資金の手当方法

物納株式購入に関する申出書の記載要領

1 購入時期及び購入株式数

- (1) 購入希望時期にどれだけの株式数を購入するのか具体的に記載してください。
例えば、令和〇年 〇〇株と記入してください。
- (2) 株式数については（分割購入の場合は、株式の合計数）、原則として物納申請株式数と購入希望株式数と一致させてください。
- (3) 物納申請されている株式総数を一括購入希望の場合には、1年以内の時期を原則として記入してください。
- (4) 物納申請されている株式を分割購入希望の場合には、5年以内を原則として記入してください。
その際には、分割購入株式数の合計が物納申請している株式数となるようにしてください。

2 購入資金の手当方法

当該株式の購入に当たっての資金手当の方法を簡記してください。

例えば、「自己資金」、「銀行からの融資」、「所有不動産の売却資金」等

別添

○ 金融商品市場で取引のある有価証券の処分に係る委託証券会社の選定方法について

金融商品市場で取引のある有価証券の処分に当たっては、原則として、以下の実施要領に基づき、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項により、一般競争入札により委託証券会社を選定する。

なお、一般競争入札は期日入札により実施する。

1 公告方法等

入札の公告は、財務局等の掲示板等へ「入札公示書」（別添第 1 号様式）を掲示する等の方法により行う。なお、公告期間は原則 10 日間以上とし、多数の入札参加者を得るよう配慮する。

入札参加資格については、予決令第 70 条及び第 71 条に規定する者を除くほか、上記様式の「入札公示書」の 2 に記載のとおりとする。

2 一般競争入札に付す事項

一般競争入札に付す事項は、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金（以下「約定代金」という。）100 万円当たりの売却業務委託手数料及び振替一件一銘柄当たりの引受業務委託手数料とする。

なお、売却業務委託手数料の高額化を避けるため、当該手数料の算定に当たっては、100 万円当たりの手数料に乗じる約定代金に上限額を設けることを契約の条件とし、その額は 5,000 万円とする。

（参考）約定代金が 100 万円と異なる金額である場合には、売却業務委託手数料は、次の算式により算定する。

① 約定代金が 5,000 万円以下の場合

約定代金 ÷ 100 万円 × 100 万円当たりの売却業務委託手数料

② 約定代金が 5000 万円を超える場合

5,000 万円 ÷ 100 万円 × 100 万円当たりの売却業務委託手数料

3 入札保証金及び契約保証金の免除

入札保証金及び契約保証金の納付は免除する。

4 入札書等の交付

入札参加申込期間中、入札参加希望者に対して入札事項等の説明を行うとともに、「入札要領」（別添第 2 号様式）、「委託契約書」（別添第 3 号様式）、「入札書」（別添第 4 号様式）、「入札参加申込書」（別添第 5 号様式）及び「委任状」（別添第 6 号様式）を交付する。

入札事項等の説明に際しては、特に次の事項について周知する。

① 入札参加要件として、予決令第 72 条に基づく資格審査が必要であること

② 入札書の記載方法

③ 過去の物納等有価証券の売却実績

④ 契約期間中に見込まれる振替件数、及び処分金額

⑤ その他必要と認められる事項

5 入札執行の日時

入札執行の日時は、予決令第 72 条に基づく資格審査が終了すると見込まれる日以降に設定する。

6 落札者の決定

財務局長等が定めた予定価格以下で、最低の金額を入札した者をもって落札者とする。ただし、落札者となる同価のものが 2 者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

7 契約の締結

上記 6 により決定した落札者と、「委託契約書」（別添第 3 号様式）により委託契約を締結する。

8 その他

- (1) 上記により入札を行っても委託証券会社が決定しない場合には適宜の方法により委託証券会社を選定することができるが、この場合であっても、委託証券会社の資格は公示した内容に準じて取り扱う。
- (2) 既に委託契約を締結した証券会社が金融商品取引法等の行政処分を受けたこと等に基づいて契約を解除した場合で、かつ、新たな委託証券会社を選定する緊急の必要がある場合には、予決令第 102 条の 4 の第 3 号に基づき随意契約により選定することができる。

入札公示書

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間において、当財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商品市場において処分する際の委託業務

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録を受けた金融商品取引業者であること。
(4) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第4項に規定する口座管理機関であること。
(5) 入札執行の前日までに、予算決算及び会計令第72条の規定により、財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加資格審査事務等取扱要領（平成12年会第4095号）において、契約の種類が役務提供等で業務区分がその他の「○」等級以上に格付けされた者であること。
(6) 金融商品取引所に上場されている国が所有する株式等の引受け、処分ができる者であること。
(7) 本店又は支店が東京23区内に所在すること
(8) 単元未満株式の処分の受託が可能な者であること
(9) 口座管理料、単元未満株式の買取請求に係る手数料及び公開買付による口座振替に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によること。

3 入札要領及び契約条項を示す場所

関東財務局

4 入札参加申込書の交付期間及び場所

令和〇〇年〇〇月〇〇日（○曜日）～令和〇〇年〇〇月〇〇日（○曜日）

申込受付時間 ○：〇〇～○：〇〇、○：〇〇～○：〇〇

ただし、土日祝祭日を除く

関東財務局 ○〇課（〇〇統括）

- 5 入札参加申込・入札事項等説明の期間及び場所
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）
申込受付時間 〇：〇〇～〇：〇〇、〇：〇〇～〇：〇〇
ただし、土日祝祭日を除く
関東財務局 〇〇課（〇〇統括）
- 6 入札執行の日時及び場所
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時
関東財務局 〇階 〇〇会議室
- 7 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。
- 8 入札の無効
入札参加に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。

以上公示する。

令和 年 月 日

関東財務局

本公示に関して不明な点は下記に問い合わせてください。

問い合わせ先	関東財務局 〇〇課（〇〇統括）	担当〇〇
	住所	
	電話	

入札要領

第1条 入札希望者は、入札公示書、本要領及び契約書（案）を熟読の上、入札してください。

（注） 一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金が百万円の場合の委託手数料及び振替一件一銘柄の委託手数料について一般競争入札に付します。約定代金が百万円と異なる場合の委託手数料は、契約書（案）において定めるとおりとします。

第2条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当官に提出してください。

第3条 入札は所定様式の入札書により、封書にして入札日時までに差し出さなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の住所名称を記入の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

なお、入札書に記載した金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第5条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 入札参加資格を有しない者が入札したもの
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 1人で2通以上の入札をしたもの
- 4 入札公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 5 担当官が入札書不完全と認めたもの
- 6 入札書の金額を訂正したもの
- 7 郵送をもって入札書を送付してきたもの

第7条 開札は入札者の面前において行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

第8条 開札の結果国が定めた予定価格に達する入札がない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には入札を取り止めることがあります。この場合、異議を申立てることはできません。

第9条 落札者は、国が定めた予定価格以下で最低のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第10条 落札者が落札の決定の日から〇日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

第11条 入札要領及び契約書（案）は、必ず入札日までに返却してください。

また、入札に参加しない場合でも、入札要領及び契約書（案）を必ず入札日までに返却してください。

第12条 その他本要領に定めのない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

委託契約書

国（以下「甲」という。）は物納等により国の所有となる株式、社債、上場投資信託及び不動産投資信託等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該株式等を金融商品市場において処分するため、〇〇証券株式会社（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（委託契約の対象等）

第1条 甲は、別途交付する処分見込株式等調書（以下「株式等調書」という。）記載の株式等（以下「委託株式」という。）の処分を乙に委託するものとする。

2 甲は、委託株式の処分の委託に伴い、当該株式を乙に預託するものとし、乙は、所定の株式等振替決済口座管理約款及び「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」（以下「社債等振替法」という。）その他の法令の定めに従って適正に管理するものとする。

なお、口座管理料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。

（口座管理料 円）

3 甲は、本契約を締結後、速やかに乙に甲名義の口座（以下「取引口座」という。）を開設し、取引口座に預託する株式等の振替を行うとともに、乙より取引残高報告書を徴するものとする。

4 甲は、株式等を乙に追加預託する場合には、取引口座へ社債等振替法に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）における口座振替（以下「振替」という。）請求させるものとし、その場合には、物納者の氏名、株式等の銘柄、株数、振替元の証券会社名及び振替依頼日等を予め乙に通知し、引受けを委託するものとする。

乙は、この通知をもとに振替の確認を行い、甲に振替終了の連絡を行うものとし、甲は振替終了後、乙より、預り残高増加通知等の当該振替にかかる増加明細の報告書を徴するものとする。

5 前3項の振替並びに第3項及び前項の取引残高報告書等の発行に必要な一切の費用は、原則として乙の負担とする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（金融商品市場における処分）

第3条 乙は、株式等調書交付の日から金融商品市場において株式等を普通取引により処分するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、証券取引所において定める業務規程に規定する単元未満株式については、取引所金融商品市場外において処分することができるものとする。

なお、単元未満株式の買取請求に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。（1銘柄当たり手数料 円）

3 乙は、第1項及び前項の取引を行う場合には、委託株式の全部又は一部について、株式等調書記載の指示価格以上の価格をもって取引を行わなければならない。

4 甲は、指示価格を変更する必要があると認めるときは、乙に対し文書により通知して指示価格を変更することができるものとする。

(処分等の報告)

第4条 乙は、株式等の全部又は一部について処分をしたときは、直ちに甲に対し金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第37条の4第1項に定める書面を提出しなければならない。

(証明書の提出)

第5条 甲は、前条の規定により書面の提出があった場合において、当該株式等の1株当たりの価格が当該株式等の取引日の終値等に比較して著しく差異がある等その必要があると認めるときは、乙に対して当該株式等の価格につき金融商品取引所等の発行の証明書の提出を求めることができるものとする。

(処分株式の引渡し)

第6条 処分株式等の引渡しについては、乙が振替機関に対する他の口座への振替請求により行わせるものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(事情変更)

第8条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し又は、業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 第1項及び前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第9条 乙は、当該月の業務を終了したときは、速やかに甲に報告書を提出し、甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 甲は乙から報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当月の業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(売却業務委託手数料)

第10条 甲が乙に支払う売却業務委託手数料は、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金(以下「約定代金」という。)が百万円の時は(A)円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 約定代金が百万円以外となった場合においては、次の各号に掲げる区分に応じた額とし、当該各号に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 約定代金が5千万円以下の場合

約定代金÷百万円×(A)円

(2) 約定代金が5千万円を超える場合

5千万円÷百万円×(A)円

3 第1項及び第2項に定める甲が乙に支払う売却業務委託手数料については、約定代金と相殺することができるものとする。

(注)【随意契約の場合、証券会社との合意内容を記載する。】

(処分代金の支払い)

第11条 乙は、前条に規定する約定代金から売却業務委託手数料を差し引いた処分代金をその都度甲の指定する方法により、甲に支払うものとする。

(引受業務委託手数料)

第12条 甲が乙に支払う引受業務委託手数料は、振替一件に一銘柄につき(B)円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(公開買付による口座振替に係る手数料)

第13条 公開買付による口座振替に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。(1銘柄当たり手数料 円)

(口座管理料等の請求及び支払い)

第14条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、第1条第2項に規定する口座管理料、第3条第2項に規定する単元未満株式の買取請求に係る手数料、第12条に規定する引受業務委託手数料及び第13条に規定する公開買付による口座振替に係る手数料の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年(C)パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当することとなったときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙又は乙の職員が、金融商品取引法に基づく行政処分(外務員の職務停止及び登録取消処分を除く。)を受けたとき又は不当な行為をしたとき

(3) その他甲が特に必要があると認めたとき

2 前項により本契約を解除する場合、乙は甲に対し損害賠償の請求をすることはできない。

(契約解除等に伴う処理)

第17条 甲は、委託期間が満了した場合又は前条により本契約を解除した場合には、乙から取引残高報告書を徴し、口座残高を確認の上、乙より振替機関に対し甲の指定する証券会社の口座への振替請求を行わせるものとする。

2 乙は、前項の振替を請求する場合には、甲の指示に従うものとし、この振替に必要な費用は乙の負担とする。

3 国の会計年度末において、取引口座内にある株式のうち処分未了の株式がある場合には、第1項及び前項と同様の取扱いをするものとする。

(損害賠償金)

第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第19条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委 託 者	国			
契約担当官				
	〇〇	〇〇		印
支出負担行為担当官				
	〇〇	〇〇		印
受 託 者				
住 所				
名 称				印

入札書

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

入札者
住 所
名 称
代表者名 印

代理人又は復代理人
所属会社名
所属部課役職名
氏 名 印

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務

十 万 万 千 百 十 一

2 入札金額（売却業務）

--	--	--	--	--	--

 円

入札金額（引受業務）

--	--	--	--	--	--

 円

(注) 1 売却業務については、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金が百
万円の場合の委託手数料、引受業務については、振替一件一銘柄の委託手数料につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を算用数字で記載し、最初の数
字の前に「¥」を記入する。

2 委託手数料の算定に当たっては、同約定代金5千万円を上限額とする。

3 契約条件 契約書その他一切貴殿の指示のとおりとする。

別添第5号様式

入札参加申込書

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

住 所
名 称
代表者名 印

下記業務の入札参加を申し込みます。

記

業務名 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務

[添付資料]

- 1 法人登記簿謄本
- 2 印鑑証明書

(連絡先)

所属部課		氏 名	
電話番号			
F A X			

委任状

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

住 所
名 称
代表者 印

代理人 住 所
役職名
氏 名 印

当社は、 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 1 委任事項 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務に係る入札及び見積もりに関
する一切の権限

- 2 委任期日 令和 年 月 日

以上